

津山市地域商社機能構築調査検討業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「津山市地域商社機能構築調査検討業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名称

津山市地域商社機能構築調査検討業務

(2) 業務内容

ア 津山圏域（津山市，鏡野町，勝央町，奈義町，久米南町及び美咲町をいう。以下同じ。）において地域商社の設立が有力な分野（農・林・商・工分野）の選定

イ 地域商社に係る他都市の事例調査

ウ 津山圏域における地域商社機能の適正な仕組み，規模，体制等の考察

エ アからウまでの考察結果等を取りまとめた報告書の作成

詳細は，別記1「津山市地域商社機能構築調査検討業務委託仕様書」による。

(3) 業務期間

契約日から平成30年2月28日まで

3 見積上限額

2,500,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

平成29年5月31日（水）	津山市物品調達等業者指名委員会に付議
6月5日（月）	公募開始（市ホームページ）
6月14日（水）	プロポーザルに係る質問書提出期限（17時）
6月16日（金）	プロポーザルに係る質問書に対する回答期日
6月21日（水）	参加申込締切（17時）
6月23日（金）	参加可否についてFAX送信及び郵送
7月3日（月）	企画提案書提出期限（17時）
7月11日（火）	プレゼンテーション開催
7月14日（金）	事業者決定及び審査結果通知

関係書類の作成

8月 2日（水） 津山市物品調達等業者指名委員会に結果報告

8月 4日（金） 委託業務契約締結

6 参加資格

- (1) 津山市指定業者（物品・役務）に、市内業者又は市外業者として登録されていること。
- (2) 国内において地域経済構造の研究等に関する調査業務の実績があること。
- (3) 岡山県内に、契約締結権を有する本社、支社、事業所、営業所等を有すること。
- (4) 国税及び津山市税を滞納していないこと。
- (5) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成25年津山市告示第85号）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (9) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること、及び本市の指示に柔軟に対応できること。

7 質問・回答

(1) 提出方法

質問書（様式第1号）を使用し、持参又はFAXにより提出すること。

(2) 提出期限

平成29年6月14日（水）17時00分まで（必着）

(3) 提出場所

津山市産業経済部みらい産業課

（所在地：岡山県津山市山北663津山市役所東庁舎1階）

FAX（0868）24-0881

(4) 回答方法

平成29年6月16日（金）17時までに津山市産業経済部みらい産業課のホームページにて公表予定

8 参加申込

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書、津山市契約規則（平成6年津山市規則第5号）その他の関係諸法令を理解し、遵守したうえで、次の書類を提出すること。

- ア 参加申込書兼誓約書（様式第2号）…………… 1部
- イ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第3号）…………… 1部
- ウ 委任状（必要に応じて提出すること。）（様式第4号）…………… 1部
- エ これまでに携わった国内における地域経済構造の研究等に関する調査業務に係る実績資料（任意様式）…………… 1部

(2) 提出期限

平成29年6月21日（水）17時00分まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到達したものについては受付しない。

(4) 提出場所

津山市産業経済部みらい産業課

ア 持参の場合

〒708-0004

岡山県津山市山北663 津山市役所東庁舎1階

イ 郵送の場合

〒708-8501

岡山県津山市山北520

(5) 参加可否

平成29年6月23日（金）に参加の可否をFAX送信及び郵送にて通知予定

9 企画提案書等提出期日，作成方法等

(1) 提出書類

- ア 企画提案書送付書（様式第5号）…………… 1部（要押印）
- イ 企画提案書（A4判（B4版又はA3判折込み頁は可））… 8部（内1部要押印）
 - ・別記1「津山市地域商社機能構築調査検討業務委託仕様書」で求めている内容に基づき、提案すること。
 - ・企画提案書には、業務に対する基本方針，実施方法，実施計画（進行予定表）並びに業務執行体制（人的配置）及び従事者の実績に関する項目を設けること。
- ウ 会社の概要に係る資料…………… 8部
- エ これまでに携わった国内における地域経済構造の研究等に関する調査業務に係る

- 実績資料…………… 8部
オ その他提案に係る参考資料等…………… 8部
カ 見積書（費目、積算根拠等を明記すること。）…………… 1部（要押印）
※ イからオまでの書類は、必要に応じて1部にまとめても可とする。ただし、それぞれの項目が記載された箇所がわかるように示しておくこと。
※ イからカまでの書類は任意様式とする。

(2) 提出期限

平成29年7月3日（月）17時00分まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到達したのものについては受付しない。

(4) 提出場所

津山市産業経済部みらい産業課

ア 持参の場合

〒708-0004

岡山県津山市山北663 津山市役所東庁舎1階

イ 郵送の場合

〒708-8501

岡山県津山市山北520

(5) プレゼンテーション実施日

平成29年7月11日（火）9時30分から（予定）

※ 詳細は参加申込書の提出期限後に参加承認事業者宛に郵送で通知する。

10 審査方法

本プロポーザルの審査は、次の各号に定めるところにより実施する。

(1) 審査委員会

「津山市地域商社機能構築調査検討業務に係る公募型プロポーザル審査委員会」が、最優秀提案者の選考を行う。

(2) 審査方法

ア 審査は、提出書類の審査及びプレゼンテーション等による審査により行うものとし、別表第1に定める審査基準に基づき審査し、最優秀提案者を選定する。また、応募事業者が1者の場合でも審査を行うものとする。なお、審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、事業者を選定しないことがある。

イ 最優秀提案者は、委員の採点のうち、最高得点及び最低得点を除く合計点の最高得点者を選定するものとする。ただし、最高得点者が複数あった場合は、委員長の決するところとし、最高得点者の得点が審査基準に定める評価点数の合計の50%

に満たない場合は、候補者なしとする。

ウ 審査結果に対する異議申立等は、これを受付けない。また、選定されなかった者が、その理由の説明を求めることのできる期間は、市が通知をした日から10日以内とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、応募事業者すべてに書面により通知する。

1.1 契約

最優秀提案者と、契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行う。なお、契約に係る協議により、最優秀提案者と契約ができない場合は、次点者と契約について協議するものとする。

1.2 情報公開

審査の結果については、津山市ホームページ上で公表する。公表する内容は、次の各号に掲げる事項とする。なお、提案者から提出された提案書等の書類については、津山市情報公開条例（平成11年津山市条例第2号）第7条第3号の規定（開示することにより当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

- (1) 応募事業者数
- (2) 最優秀提案者名
- (3) 最優秀提案者の点数
- (4) 見積金額

1.3 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の書類の差替・追加・削除は、これを認めない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。
- (4) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

1.4 その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は、すべて提出者の負担とする。

(2) 参加辞退

参加申込書又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式による書面）により、辞退する旨を津山市産業経済部みらい産業課宛に提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ プレゼンテーションを欠席した場合

カ 見積上限額を超えた見積の場合

(4) 著作権等の権利

ア 企画提案書等の著作権等

企画提案書等の著作権等は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要とする場合は、あらかじめ受託先に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用する（複製し、転記し、又は転写することをいう。）ができるものとする。

イ 成果物の著作権等

本事業の実施により納品される成果物の著作権等は、市に帰属するものとする。

(5) 異議申立

参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1.5 問合せ先

津山市産業経済部みらい産業課地域資源活用係 担当：能勢・有元

〒708-8501

岡山県津山市山北520

TEL (0868) 32-2178

FAX (0868) 24-0881

別表第1

審査基準

評価項目		評価基準		配点
1	業務の実績	①	国内において市場・マーケティング調査等地域経済構造の研究等に関する調査業務の実績があるか。	10点
2	企画提案	①	津山圏域における有望な地域資源の調査方法及び他都市の事例調査方法について具体性があるか。	20点
		②	津山圏域における地域商社機能を効果的に活用するための有力分野（農・林・商・工分野）の選定方法について具体性があるか。	20点
		③	津山圏域における地域商社機能の適正な仕組み等の考察方法について具体性があるか。	20点
		④	提案自体がわかりやすいか。	10点
3	業務遂行能力	①	従事するスタッフは、業務を遂行するに当たって人員体制が確保されているか。	5点
		②	担当スタッフは、有効な経歴や知識・見識を持っているか。	5点
4	見積額の評価	①	低廉な見積額となっているか。 $\frac{(\text{配点}) - (\text{配点}) \times \{1 - (\text{最安値提案価格}) / (\text{提案価格})\}}{2}$	10点
合計				100点